

Q & A

[支給要件確認フローチャート](#) もあわせてご確認ください。

Q1	宿泊の予約と、交通手段を別々に手配しました。どちらも補助の対象になりますか？
A1	交通費につきましては、宿泊とのセットプランの場合のみ補助対象 となります。宿泊とは別に手配したレンタカー代やガソリン代、航空券代等は対象外となります。
Q2	ホテルで領収書を発行されましたが、明細をもらい忘れてしまいました。補助申請はできますか？
A2	旅行費補助を申請するにあたり、明細は不要です。 領収書 と、 宿泊証明書 の2点のみで申請可能です。
Q3	旅行代理店で宿泊予約をして事前に宿泊代金を支払いました。チェックアウト時にホテルで入湯税とレストラン代金を精算しました。旅行代理店が発行した領収書、ホテルが発行した領収書、どちらも補助の対象となりますか？
A3	はい、どちらも対象になります。なお、宿泊料金が1名様1泊あたり5,000円以上の場合は、補助額の上限（大人5,000円・子供3,000円）をすでに上回っていますので、添付書類は旅行代理店が発行した領収書・宿泊証明書の2点のみでかまいません。
Q4	小学校を卒業して、中学入学を控えている12歳の子供がいます。大人・子供、どちらの区分になりますか？
A4	小学校卒業後、3月31日までの宿泊は「子供」、4月1日以降の宿泊は「大人」の区分で補助額を決定します。※3/31・4/1と連泊した場合は、年度をまたぐので別々に申請してください。
Q5	夫婦2名で宿泊しましたが、お互いに設計健保の被保険者同士で事業所が異なります。代表者（領収書の宛名）が夫の場合、どのように申請すればいいですか？
A5	補助金は事業所ごとにお支払いしますので、お一人ずつ申請していただきます。 夫の申請には領収書原本 を添付、 妻分には領収書のコピー （余白に代表者の記号-番号、氏名を記載してください）を添付してください。その他必要書類を揃えていただき、それぞれご自分の事業所担当者様を通じてご提出ください。
Q6	組合員4名、員外者2名の計6名で2泊旅行をして、領収書の金額が5万円でした。 組合員4名の内訳は、大人2名・小学生1名・0歳の乳幼児1名です。補助額はどのように計算しますか？
A6	< 0歳の乳幼児が無料の場合 > 6名のうち、<u>乳幼児をのぞいた5名</u>で補助額を算出します。 50,000円 ÷ （5名×2泊） = 50,000 ÷ 10 = 5,000 1名1泊あたりの補助対象額 5,000円 大人1名1泊あたりの補助額 5,000円、子供1名1泊あたりの補助額 3,000円 大人の補助額… 5,000円×2名×2泊 = 20,000円 子供の補助額… 3,000円×1名×2泊 = 6,000円 今回の旅行費補助額 26,000円 < 0歳の乳幼児が、施設利用料等の料金がかかっている場合 > 0歳の乳幼児も料金が発生しているので、全員で補助額を算出します。 50,000円 ÷ （6名×2泊） = 50,000 ÷ 12 = 4,166.66… 1名1泊あたりの補助対象額 4,166円（端数切捨て） 大人1名1泊あたりの補助額 4,166円、子供1名1泊あたりの補助額 3,000円 大人の補助額… 4,166円×2名×2泊 = 16,664円 子供の補助額… 3,000円×2名×2泊 = 12,000円 今回の旅行費補助額 28,664円